

令和5年 冬の交通安全運動実施要綱

「ゼブラ・ストップ活動」とは

○ 横断歩道上における歩行者の優先義務を運転者に徹底し、横断歩行者の保護等を強化することを目的に実施している活動です。



- ①「ゼ」 → 「前方」をよく見て運転、横断歩道に十分注意
- ②「ブ」 → 横断歩道の手前では「ブレーキ」操作で安全確認
- ③「ラ」 → 横断歩道でも3（サン）・「ライト」で交通事故防止
- ④「ストップ」 → 横断する歩行者がいたら、確実な「ストップ」、交通事故を「ストップ」

○ 運転者の皆さんは、横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいないか、手前から十分減速してよく確認しましょう。

○ 横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいる場合、車両は横断歩道の手前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

「ちばサイクルール」とは

【自転車に乗る前のルール】

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

【自転車に乗るときのルール】

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認しよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう

ヘルメットをかぶりましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されています。事故時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

自転車保険に加入しましょう。

令和4年7月1日から、千葉県自転車条例で、全ての自転車利用者に対する自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。事故時の経済的負担軽減のため、自転車保険に加入しましょう。

運 動 名

令和5年 冬の交通安全運動



期 間

12月10日（日）から12月19日（火）までの10日間

目 的

年末は、お酒を飲む機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。また、日没が早い時期であることから、夕暮れ時や夜間、明け方の交通事故の増加も心配されます。

そこで、運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開し、広く交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

ス ロ ー ガ ン

～ 飲酒運転は絶対しない、させない、許さない ～

運 動 重 点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運 動 重 点

1 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、「事故を起こさなければ大丈夫だろう。」「すぐそこまでだから大丈夫だろう。」などと考える遵法精神が希薄な運転者によって引き起こされる極めて悪質・危険な犯罪であり、いまだに後を絶ちません。

飲酒運転がどのような結果を招き、飲酒運転の代償はどのようなものか、今一度、すべてのドライバーが再認識し、家族、職場、地域社会で「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境を醸成しましょう。

【 推進事項 】

- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境の醸成
- 事業所・飲食店における飲酒運転根絶宣言など自主的な取組の推進
- 「ハンドルキーパー運動」の普及と運転代行の活用促進
- 飲酒運転受刑者の手記等を活用した交通安全教育の推進
- 飲酒運転や周辺者三罪の取締りによる悪質運転者の排除

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」(一部抜粋)

1. 従業員が通勤中に飲酒運転で検挙

⇒ 勤務先に違反事実を通知！！

2. 酒類を提供した客が飲酒運転で検挙

⇒ 飲食店営業者に違反事実を通知！！

※勤務先や飲食店営業者には飲酒運転防止措置が義務化

飲酒運転による悲劇を繰り返さないためにも、県民一人一人がそれぞれの立場でしっかり考え、行動し、必ず飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転受刑者の手記
(県警制作動画)



「ハンドルキーパー」を決めましょう。

ハンドルキーパーは、車で飲食店などへ行き飲酒する場合に、運転手として飲酒しないで、他の人を送り届ける人のことです。飲酒した人にハンドルを握らせないことで、飲酒運転を根絶しましょう。



2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と安全運転意識の向上

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ・運転者は、運転速度を控えるとともに、早めのライト点灯やハイビームを活用し、交通事故を防止しましょう。
- ・歩行者は、交通事故に遭わないように、反射材を着用し、明るい色の服装を心掛けましょう。

(2) 横断歩道における歩行者保護意識の向上

- ・運転者は、横断歩道を横断している(しようとしている)歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止をし、歩行者を優先しましょう。
- ・歩行者は、道路を横断するときは、「手上げ」や「アイコンタクト」などにより、横断する意思を運転者に明確に伝えましょう。

【 推進事項 】

- 「3 (サン)・ライト運動」の推進
早めのライト点灯、こまめな切替え、反射材の活用、右からの横断者にも注意
- 「ゼブラ・ストップ活動」の推進
ゼ：前方をよく見て運転、ブ：ブレーキ操作で安全確認、ラ：3・ライトの徹底
- 「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進
キ：危険を回避、ラ：ライトアップ、リ：リフレクターやLEDライト

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) ヘルメット着用の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」)を運転するときには、被害軽減のため、ヘルメットを着用して安全に利用しましょう。

(2) 交通ルール遵守の徹底

「自転車は車両」です。飲酒運転、信号無視、一時不停止、二人乗り、夜間の無灯火走行などは禁止されています。交通事故防止のための基本的な交通ルールを守りましょう。

【 推進事項 】

- 被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
- 「ちばサイクルール」の周知・啓発
- 反射器材の取付けによる自転車の視認性の向上
- 自転車損害賠償保険への加入促進
- 特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知



横断歩道は歩行者優先です

車両は、横断歩道を横断している歩行者がいる場合、横断歩道の直前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

「ゼブラ・ストップ」で正しい運転を心掛けましょう。

歩行者も交通法令を守るとともに、道路への飛び出しなど危険な行為はやめましょう。



ちばサイクルールを守ろう!

自転車は「車の仲間」です。

飲酒運転の禁止はもとより、「信号や一時停止を守る」「原則、車道通行」など、道路交通法をはじめとする交通関係法令を守らなければなりません。

万が一の交通事故に備え、自転車保険に必ず加入しましょう。

自分自身を守るため、年齢に関わらず、ヘルメットも着用しましょう。



↑ちばサイクルールはこちら



令和5年度自転車乗車用ヘルメット着用推進モデル校の取り組みが始まりました

県教育委員会により、モデル校を指定し、自転車乗車用ヘルメット着用を推進する取り組みを実践するとともに、モデル校で得られた知見等を各学校に広め、モデル校以外における取り組みの推進につなげていきます。

県教育委員会から、モデル校に対しヘルメット20個支給し、ヘルメット着用推進の取り組みに活用します。(支給したヘルメットは、秋山サイクル(浦安市富士見)から寄贈いただきました)

令和5年冬の交通安全運動が始まります

年末は、お酒を飲む機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。また、日没が早い時期であることから、夕暮れ時や夜間、明け方の交通事故の増加も心配されます。道路利用者の一人一人が交通ルールを守って交通事故を防止しましょう。

実施期間 令和5年12月10日(日)から12月19日(火)までの10日間

スローガン ～ 飲酒運転は絶対しない、させない、許さない ～

運動の
重点目標

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底着用の徹底



県内の交通事故	
発生件数	9,698件(+254件)
死者数	84人(-2人)
負傷者数	11,664人(+338人)
死者全国ワースト5位 令和5年9月末時点(前年比)	

9月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第187号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

冬の交通安全運動

令和5年12月10日(日)～19日(火)

飲酒運転は
絶対しない
させない
許さない



このような場合は、迷わず110番を!

- ・今、目の前で缶ビールを片手に飲酒しながら運転をしている又は運転をしそうだ。
- ・店に車で来店した客が酒臭い、酒を購入して車内で飲酒している。
- ・目の前の車両が蛇行運転するなど挙動がおかしい。

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

飲酒運転は犯罪です!

飲酒運転は運転者だけでなく家族そして周りの方まで不幸にします。
県民総ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。

— 道路交通法による罰則もあります —

酒酔い運転

罰 則 5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

行政処分 運転免許取消

酒気帯び運転

罰 則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

行政処分 運転免許取消
または免許停止(90日間)
※過去に前歴等ない場合

運転者だけでなく、
飲酒運転を助長する
周辺者も
重く罰せられます。

	運転者が酒酔い運転	運転者が酒気帯び運転
車両提供者	5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50 万円以下の罰金
酒類提供者 または同乗者	3年以下の懲役または50 万円以下の罰金	2年以下の懲役または30 万円以下の罰金

飲酒運転周辺者も行政処分を受ける場合があります。

飲酒運転をしない、させないために

- お酒を飲んだら、公共交通機関や運転代行などを利用しましょう。
- 運転する予定がある人にお酒を勧めたり、飲ませたりするのはやめましょう。
- 飲酒した人に運転をさせたり、その車に同乗しないようにしましょう。
- 「ハンドルキーパー(※)」を決めて、大切な仲間を守りましょう。

※グループが自動車で飲食店などに行き飲酒をする時に、自分自身は飲酒をしないで
他の仲間を自宅や駅まで送る人のこと。



令和5年度飲酒運転根絶メッセージコンクールを実施しました

◆最優秀作品賞(中学生部門)

お酒を飲んで運転する。それはあなたが
犯罪者になるということ。飲酒運転はあな
ただけでなく、周りの大切な人の人生まで
壊してしまう。皆が悲しむ結末の主人公に
はならないで。失ったものは二度と戻ら
ないから。

◆最優秀作品賞(高校生部門)

「約束」はしっかり守る。小さい頃によく
聞いた言葉だ。子どもに求めることは、
まずは大人から果たすべきではないだろう
か。飲酒運転をしないこと、それは私たち
歩行者と運転者との「約束」である。

飲食店・事業所での飲酒運転根絶対策

■飲食店での飲酒運転根絶対策

事前に準備すること

- ・お客様の見やすい場所に飲酒運転根絶に係るポスター等を掲示しましょう。

接客時の確認事項

- ・お酒の提供を求めるお客様にはお客様の交通手段を確認しましょう。
- ・自動車等利用のお客様には、飲酒運転をしないための手段を確認しましょう。
- ・飲酒運転の防止手段が不明の場合は、酒類を提供しないことを伝えましょう。

■事業所での飲酒運転根絶対策

- ・会社の自動車を運行する前後には、アルコール検知器をはじめ、飲酒運転の防止に資する機器等を活用し、運転者が酒気を帯びていないことを確認しましょう。
- ・従業員に対して、飲酒運転に関する教育や指導を積極的に行いましょう。
- ・自家用車による通勤者に対して、出社退社時に酒気を帯びていないことを確認しましょう。
- ・会社での飲み会では、お互いの交通手段やハンドルキーパーを確認しましょう。

飲酒運転を根絶するための
マニュアルFor事業所 飲食店
を作成しました。
社員教育等に是非、御活用
ください。



交通事故相談所、交通安全推進員派遣制度、 交通安全ライブラリーのご案内

◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町で巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

- 本 所・・・県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所・・・東葛飾合同庁舎4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所・・・安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。
ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室
TEL 043-223-2263